

駐車監視員活動ガイドライン(福山東警察署)

令和7年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者であり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
JR福山駅南口周辺(福山駅前交差点～西4番ガード南交差点及びその周辺)	午前7時～午後10時
JR福山駅北口周辺(西1番ガード北交差点～城見町南交差点及びその周辺)	
市道福山駅箕島線(福山駅前交差点～野上町2丁目(東)交差点)及びその周辺	
宮通り(宮通り口交差点～元町14番)及びその周辺	

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道2号(西桜町1丁目交差点～府中別れ交差点の間)及びその周辺	午前7時～午後10時
市道北吉津線(東6番ガード(南)交差点～花園町1丁目交差点)及びその周辺	
市道福山駅大門線(福山駅前交差点～入船町2丁目交差点)及びその周辺	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
《JR福山駅南側周辺》 西町1丁目、三之丸町、東桜町、伏見町、元町、延広町、宝町、今町、笠岡町及びその周辺	午前7時～午後10時
《JR福山駅北側及び福山城周辺》 西町2・3丁目、丸之内1・2丁目、城見町1・2丁目、大黒町、胡町、本町及びその周辺	

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
紅葉町・霞町1～4丁目及びその周辺	午前7時～午後10時
光南町1・2丁目、御門町1・2丁目、南町、花園町1丁目及びその周辺	
川口町1～5丁目、西新涯町1丁目、曙町1・3・5丁目、新涯町1・3・5丁目及びその周辺	
船町、御船町1・2丁目・入船町1丁目及びその周辺	午前7時～午後10時
昭和町、明治町、住吉町、浜松町1丁目、入船町2丁目及びその周辺	
引野町1～5丁目、引野町北1～4丁目及びその周辺	